

「消費税還付申告」

CONTENTS

第1章 消費税の仕組み

テーマ0 テキストの構成 2

■テキストの構成を知る！

テーマ1 消費税とは 4

■消費税は一言でいえば買い物税！

テーマ2 内国消費税とは 6

■内国消費税とは日本で課税される消費税！

テーマ3 納税の仕組み（国内取引） 8

■消費税を負担するのは消費者！

第2章 取引の分類

テーマ1 課税対象取引 26

■消費税の対象取引は買い物行為！

テーマ2 課税取引・非課税取引 32

■課税取引は無限・非課税取引は限定列挙！

テーマ3 免税取引（輸出取引） 34

■輸出品等には消費税は課税されない！

第3章 納税義務者

テーマ1 納税義務の判定方法 42

■基準期間における課税売上高の計算は！

テーマ2 課税事業者の選択 52

■還付になる場合には課税事業者を選択！

第4章 控除対象仕入税額（原則課税方式）

テーマ1 仕入税額控除 68

■支払った消費税は申告書で控除！

テーマ2 課税仕入れ等の判定 70

■課税仕入れ等の確定が重要！

テーマ3 課税売上割合 74

■非課税売上高が大きいときは要注意！

テーマ4 帳簿等の保存 88

■原則課税は帳簿等の保存が必要！

テーマ5 課税売上割合の著しい変動 92

■調整対象固定資産を取得した場合は注意！

第5章 控除対象仕入税額（簡易課税方式）

テーマ1 簡易課税制度の選択 98

■計算が煩雑な場合等には簡易課税を選択！

テーマ2 みなし仕入率 104

■みなし仕入率を研究する！

第6章 平成22年度28年度改正

テーマ1 平成22年度改正 110

■自動販売機を使用した還付スキーム対策！

テーマ2 平成28年度改正 120

■高額特定資産を購入した場合！

第7章 還付事例

テーマ1 事業開始 128

■仕入や経費が多く、赤字の場合も！

テーマ2 輸出業者 138

■免税売上げに対応する課税仕入れ等は！

テーマ3 設備投資や不動産購入 142

■調整対象固定資産や高額特定資産の購入！

第8章 還付申告書の記載要領

テーマ1 確定申告書と付表の関係 150

■付表は計算明細書！

テーマ2 練習問題 162

■還付申告に関する明細書の記入を確認する！

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

 メモ欄

--

第1章 消費税の仕組み

0

テキストの構成

テキストの構成を知る！

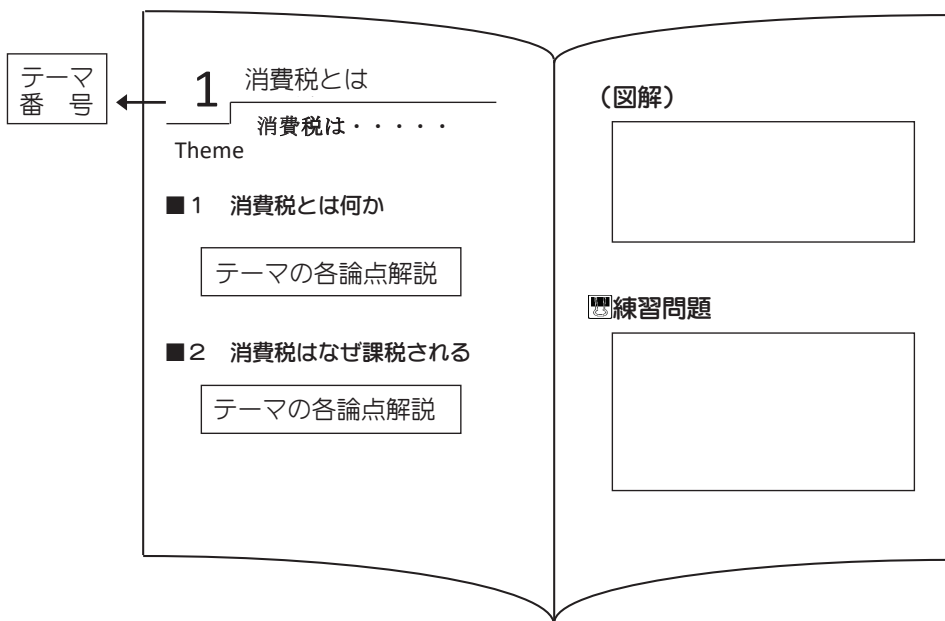
Theme

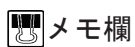
■ 1 消費税還付申告の学習を始めるにあたって

消費税の還付を受けるためには、課税事業者に該当していることや簡易課税制度の適用を受けていない事業者であることなど、いくつかの条件が備わっていなければなりません。

本講座では、法律的な内容を交えながら消費税の還付を受けるための条件や手続きについて解説していきます。

レジユメの構成





1

消費税とは

消費税は一言でいえば買い物税！

Theme

■ 1 消費税とは何か

まず、はじめに消費税でいうところの消費とは、皆さんが毎日行う「買い物」と考えてみてください。

百貨店で食料や衣料品を買う。書店で本を買う。すべて普段の「買い物」です。

そして、このような「買い物」の先には「消費」という行為が存在します。ご飯を食べる。服を着る。本を読む。すべて広い意味での「消費行為」と呼ぶことができます。

消費税では、これらの「買い物」を「消費」の前提取引と考えて、「買い物」の時点で一律に10%の税を徴収することになっているのです。

■ 2 消費税はなぜ課税される

次に、消費税が課税される理由について考えてみましょう。

この理由は単純なもので「買い物」できる人はお金を持っているのだから、購入代金の10%ぐらいは消費税を負担し、財政に協力してください、というものです。

裏を返せば、消費税を負担するのは皆さん消費者一人一人ということにもなるのです。

その結果として、平成元年に消費税が導入されてからは、皆さんは財布からお金を出すたびに消費税を負担していることになるわけです。



消費の具体的行為

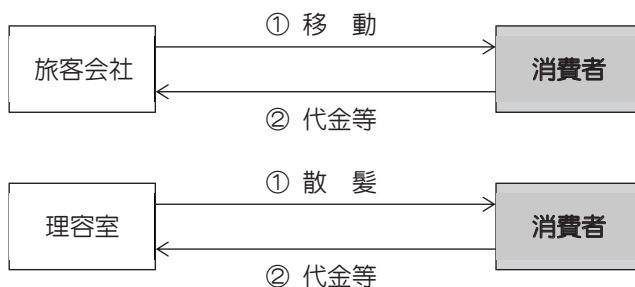
(1) 商品等の消費・使用

皆さんが食料や衣料品などを購入する行為がこれにあたります。



(2) サービスの消費・使用

皆さんが電車に乗ったり、理容室で髪を切ってもらう行為がこれにあたります。



2

内国消費税とは

内国消費税とは日本で課税される消費税！

Theme

■1 内国消費税の対象とされる取引

内国消費税とは、文字どおり日本国内で課される消費税のことをいうのですが、考え方としては次のようになります。

消費税は前述したとおり「消費」の事実に着目して課税が行われるものですから、**消費された国で、その国の消費税が課税されるべきです。**

具体的に日本で消費が認識される取引については、日本の消費税の対象とされますし、アメリカで消費が認識される取引については、アメリカの消費税の対象とされます。

従って、取引全体を(1)国内取引、(2)国外取引、(3)輸入取引、(4)輸出取引の4つに大別した場合、単純に**日本の消費税が課税されるのは(1)の国内取引と(3)の輸入取引**ということになるわけです（次頁参照）。

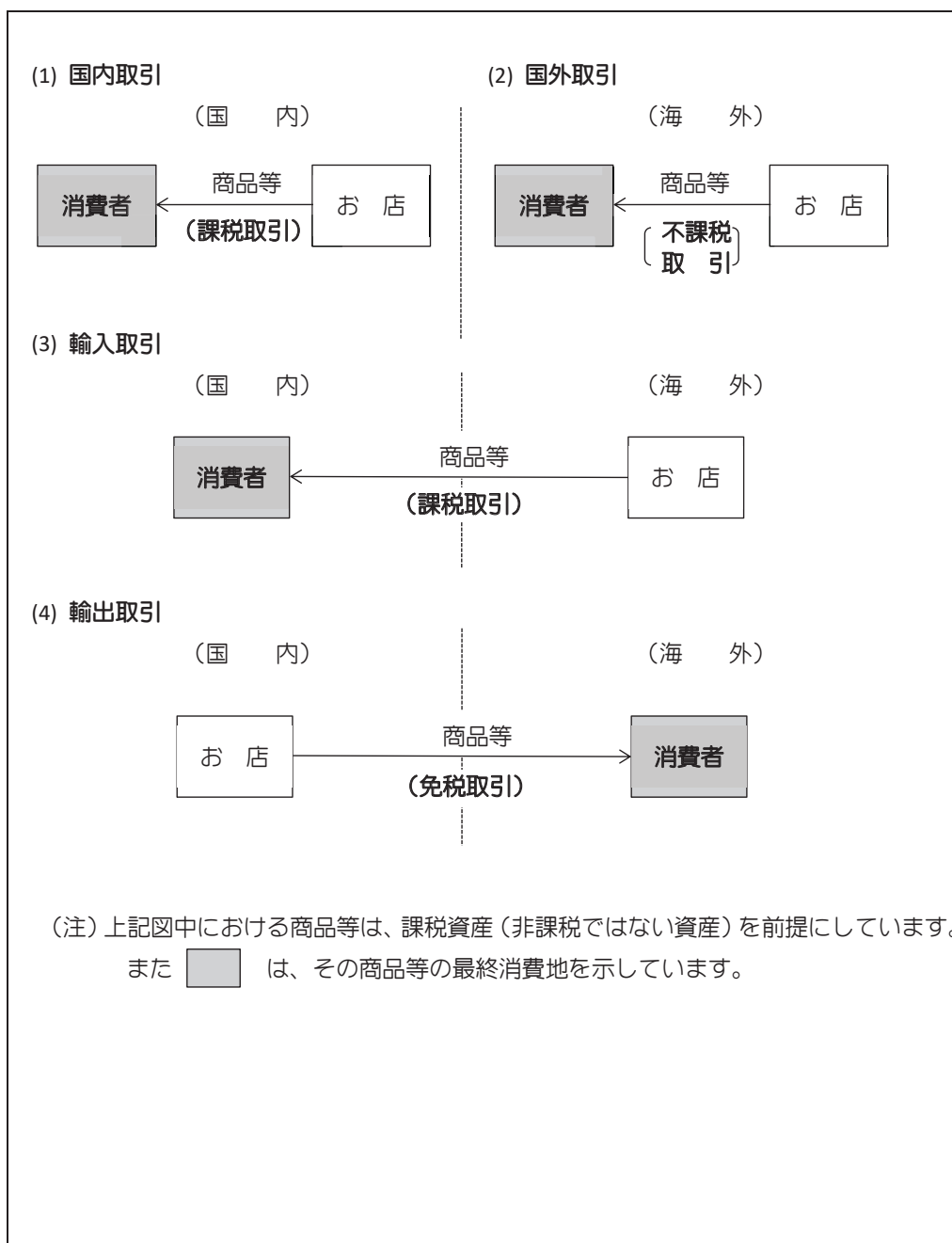
なお、本書においては「内国消費税」を以後、「消費税」と記載しています。

■2 輸出取引

輸出取引は、最終的な商品等の消費地が海外であることから、日本の消費税は免除することとされており、消費税では特に「免税取引」と呼んでいます。



国際間にわたる取引



3

納税の仕組み(国内取引)

消費税を負担するのは消費者！

Theme

■ 1 消費税の流れ1

消費税は、次頁(1)の図のように事業者の販売する商品等の販売価格に上乗せさせて最終的に商品等を消費する消費者に負担させる形式を採っています。

■ 2 消費税の流れ2

取引が多段階にわたる場合には、次頁(2)の図のように事業者が商品等の販売を行う都度、販売先から消費税を預かり、実質的に手元に残った消費税を税務署に納める形式を採っています。

つまり同一の商品等に二重三重に税が課税されないように流通の各段階において、各々の事業者が「販売先から預かった消費税」から、「購入先に支払った消費税」を控除した残額を納付することになっています。

結果、次頁(2)の図において税務署に納付される消費税の累計額は (1,000円) となり、この負担は実質的に消費者が負っていることになるわけです。

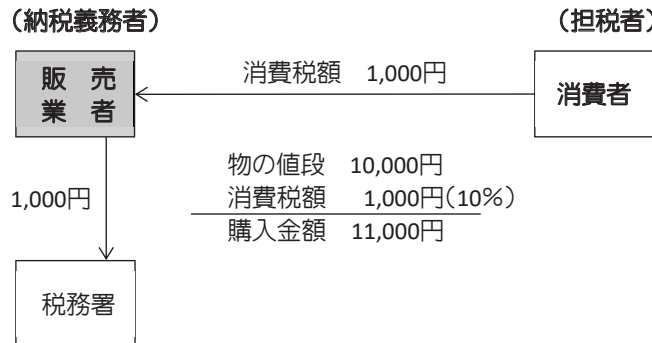
裏を返せば、事業者は販売先から預かった消費税を、消費者に代わり間接的に税務署に納付するだけなので、原則的に消費税を負担することはないわけです。

なお、国に納める消費税の税率は7.8%とされていますが、この他に地方自治体に対して2.2%の税率で消費税を納めなければならないため、事業者は7.8%分と2.2%分を合わせた10%相当分を消費者から徴収します。

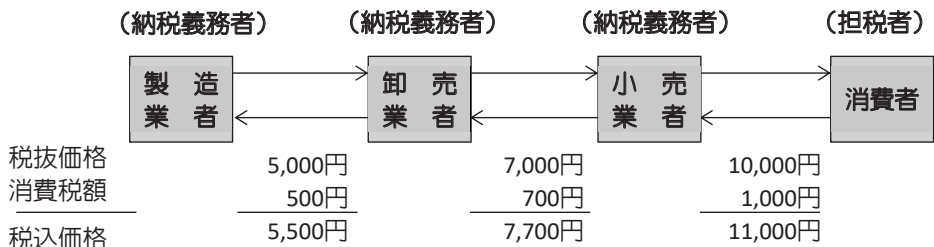


納税の仕組み

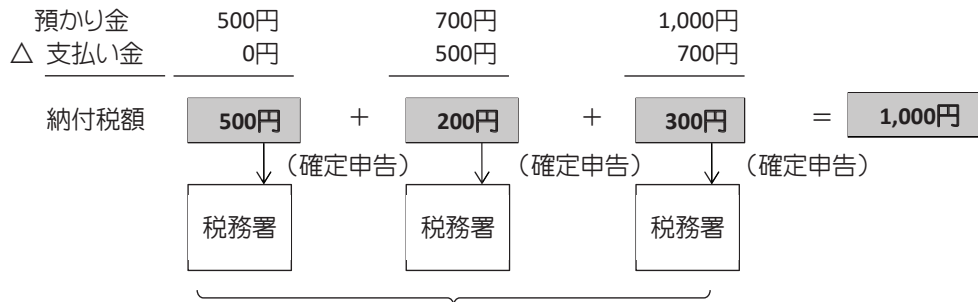
(1)消費税の流れ1



(2)消費税の流れ2



(税額の内訳)



税務署へ納付された消費税の累計は
消費者が支払った1,000円となります。

第1章 消費税の仕組み

■ 3 納付税額の算出

(1) 中間納付税額がない場合

(税込経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\frac{\text{課税売上高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{100}{110}$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

(3) 控除対象仕入税額

$$\frac{\text{課税仕入高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{7.8}{110}$$

(4) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

(5) 納付税額

$$(4)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$(1) \text{ I (4)} \times \frac{22}{78} \text{ (百円未満切捨)}$$

(2) 納付譲渡割額

$$(1)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (5)} + \text{II (2)}$$

(税抜経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮受消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{100}{110}$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

(3) 控除対象仕入税額

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮払消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{7.8}{110}$$

(4) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

(5) 納付税額

$$(4)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$(1) \text{ I (4)} \times \frac{22}{78} \text{ (百円未満切捨)}$$

(2) 納付譲渡割額

$$(1)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (5)} + \text{II (2)}$$

 練習問題

次の資料に基づき、当社の納付すべき消費税額を求めなさい。

1.前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。

2.当課税期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の資料

- (1) 収入等に関する事項

商品売上高	110,000,000円
-------	--------------
- (2) 支出等に関する事項

商品仕入高	88,000,000円
-------	-------------

(解 答)

I 消費税の税額計算

1. 課税標準額に対する消費税額

- (1) 課税標準額（千円未満切捨）

$$110,000,000円 \times 100 / 110 = 100,000,000円$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 7,800,000円$$

2. 控除対象仕入税額

$$88,000,000円 \times 7.8 / 110 = 6,240,000円$$

3. 差引税額（百円未満切捨）

$$1 - 2 = 1,560,000円$$

4. 納付税額

$$1,560,000円$$

II 地方消費税の税額計算（百円未満切捨）

$$1,560,000円 \times \frac{22}{78} = 440,000円$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 2,000,000円$$

第1章 消費税の仕組み

(2) 中間納付税額がある場合

(税込経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

- (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\begin{array}{c} \text{課税売上高} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{100}{110}$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$\begin{array}{c} \text{課税仕入高} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{7.8}{110}$$

- (4) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

- (5) 中間納付税額

- (6) 納付税額

$$(4) - (5)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

- (1) I (4) $\times \frac{22}{78}$ (百円未満切捨)

- (2) 中間納付譲渡割額

- (3) 納付譲渡割額

$$(1) - (2)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (6)} + \text{II (3)}$$

(税抜経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

- (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\left[\begin{array}{c} \text{本体} \\ \text{価格} \end{array} + \begin{array}{c} \text{仮受消} \\ \text{費税等} \end{array} \right] \times \frac{100}{110}$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$\left[\begin{array}{c} \text{本体} \\ \text{価格} \end{array} + \begin{array}{c} \text{仮払消} \\ \text{費税等} \end{array} \right] \times \frac{7.8}{110}$$

- (4) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

- (5) 中間納付税額

- (6) 納付税額

$$(4) - (5)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

- (1) I (4) $\times \frac{22}{78}$ (百円未満切捨)

- (2) 中間納付譲渡割額

- (3) 納付譲渡割額

$$(1) - (2)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (6)} + \text{II (3)}$$

(注) 中間申告税額

国税である「中間納付税額」と地方消費税である「中間納付譲渡割額」は、中間申告書より転記します。

 練習問題

次の資料に基づき、当社の納付すべき消費税額を求めなさい。

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 中間申告税額の内訳は、次のとおりである。

- ① 納付すべき消費税額 390,000円
- ② 納付すべき地方消費税額 110,000円

2. 当課税期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の資料

- (1) 収入等に関する事項

商品売上高	110,000,000円
-------	--------------
- (2) 支出等に関する事項

商品仕入高	88,000,000円
-------	-------------

(解 答)

I 消費税の税額計算

1. 課税標準額に対する消費税額
 - (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$110,000,000円 \times 100 / 110$$

$$= 100,000,000円$$
 - (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 7,800,000円$$
2. 控除対象仕入税額

$$88,000,000円 \times 7.8 / 110$$

$$= 6,240,000円$$
3. 差引税額(百円未満切捨)

$$1 - 2 = 1,560,000円$$
4. 中間納付税額

$$390,000円$$
5. 納付税額

$$3 - 4 = 1,170,000円$$

II 地方消費税の税額計算(百円未満切捨)

1. $1,560,000円 \times 22 / 78 = 440,000円$
2. 中間納付譲渡割額

$$110,000円$$
3. 納付譲渡割額

$$1 - 2 = 330,000円$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 1,500,000円$$

第1章 消費税の仕組み

■ 4 還付税額の算出

(1) 中間納付税額がない場合

(税込経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\frac{\text{課税売上高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{100}{110}$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

(3) 控除対象仕入税額

$$\frac{\text{課税仕入高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{7.8}{110}$$

(4) 控除不足還付税額

$$(3) - (2)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$I(4) \times \frac{22}{78}$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I(4) + II$$

(税抜経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

(1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮受消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{100}{110}$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

(3) 控除対象仕入税額

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮払消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{7.8}{110}$$

(4) 控除不足還付税額

$$(3) - (2)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$I(4) \times \frac{22}{78}$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I(4) + II$$

 練習問題

次の資料に基づき、当社の還付される消費税額を求めなさい。

1.前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。

2.当課税期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の資料

- (1) 収入等に関する事項

商品売上高	88,000,000円
-------	-------------

- (2) 支出等に関する事項

商品仕入高	110,000,000円
-------	--------------

(解 答)

I 消費税の税額計算

- 1. 課税標準額に対する消費税額

- (1) 課税標準額（千円未満切捨）

$$88,000,000円 \times 100 / 110 = 80,000,000円$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 6,240,000円$$

- 2. 控除対象仕入税額

$$110,000,000円 \times 7.8 / 110 = 7,800,000円$$

- 3. 控除不足還付税額

$$2 - 1 = 1,560,000円$$

II 地方消費税の税額計算

$$1,560,000円 \times 22 / 78 = 440,000円$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 2,000,000円$$

第1章 消費税の仕組み

(2) 中間納付税額がある場合

(税込経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

- (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\frac{\text{課税売上高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{100}{110}$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$\frac{\text{課税仕入高}}{\text{(税込価格)}} \times \frac{7.8}{110}$$

- (4) 控除不足還付税額

$$(3) - (2)$$

- (5) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

- (6) 中間納付税額

- (7) 中間納付還付税額

$$(6) - (5)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$(1) \text{ I (4)} \times \frac{22}{78}$$

- (2) 中間納付譲渡割額

- (3) 中間納付還付譲渡割額

$$(2) - (1)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (4)} + \text{I (7)} + \text{II (1)} + \text{II (3)}$$

(税抜経理方式による場合)

I 消費税(国税)の税額計算

- (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮受消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{100}{110}$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$\left[\frac{\text{本体}}{\text{価格}} + \frac{\text{仮払消}}{\text{費税等}} \right] \times \frac{7.8}{110}$$

- (4) 控除不足還付税額

$$(3) - (2)$$

- (5) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

- (6) 中間納付税額

- (7) 中間納付還付税額

$$(6) - (5)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

$$(1) \text{ I (4)} \times \frac{22}{78}$$

- (2) 中間納付譲渡割額

- (3) 中間納付還付譲渡割額

$$(2) - (1)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$\text{I (4)} + \text{I (7)} + \text{II (1)} + \text{II (3)}$$

(注) 中間申告税額

国税である「中間納付税額」と地方消費税である「中間納付譲渡割額」は、中間申告書より転記します。

 練習問題

次の資料に基づき、当社の還付される消費税額を求めなさい。

1. 前提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 中間申告税額の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---------------|----------|
| ① 納付すべき消費税額 | 390,000円 |
| ② 納付すべき地方消費税額 | 110,000円 |

2. 当課税期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の資料

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 収入等に関する事項 | |
| 商品売上高 | 88,000,000円 |
| (2) 支出等に関する事項 | |
| 商品仕入高 | 110,000,000円 |

(解 答)**I 消費税の税額計算**

1. 課税標準額に対する消費税額
 - (1) 課税標準額（千円未満切捨）

$$88,000,000円 \times 100 / 110$$

$$= 80,000,000円$$
 - (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 6,240,000円$$
2. 控除対象仕入税額

$$110,000,000円 \times 7.8 / 110$$

$$= 7,800,000円$$
3. 控除不足還付税額

$$2 - 1 = 1,560,000円$$
4. 中間納付税額
 390,000円
5. 中間納付還付税額
 390,000円

II 地方消費税の税額計算

1. $1,560,000円 \times 22 / 78 = 440,000円$
2. 中間納付譲渡割額
 110,000円
3. 中間納付還付譲渡割額
 110,000円

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II = 2,500,000円$$

第1章 消費税の仕組み

■ 5 まとめ

I 消費税(国税)の税額計算

- (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$\begin{array}{l} \text{課税売上高} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{100}{110}$$

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\%$$

- (3) 控除税額

- ① 控除対象仕入税額

$$\begin{array}{l} \text{課税仕入高} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{7.8}{110}$$

- ② 返還等対価に係る税額

$$\begin{array}{l} \text{返還等対価} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{7.8}{110}$$

- ③ 貸倒れに係る税額

$$\begin{array}{l} \text{貸倒金額} \\ \text{(税込価格)} \end{array} \times \frac{7.8}{110}$$

- ④ 控除税額小計

- (4) 控除不足還付税額

$$(3) - (2)$$

- (5) 差引税額(百円未満切捨)

$$(2) - (3)$$

- (6) 中間納付税額

- (7) 納付税額

$$(5) - (6)$$

- (8) 中間納付還付税額

$$(6) - (5)$$

II 消費税(地方税)の税額計算

- (1) 還付額

$$\text{控除不足還付税額} \times \frac{22}{78}$$

- (2) 納税額(百円未満切捨)

$$\text{差引税額} \times \frac{22}{78}$$

- (3) 中間納付譲渡割額

- (4) 納付譲渡割額

$$(2) - (3)$$

- (5) 中間納付還付譲渡割額

$$(3) - (2)$$

III 消費税と地方消費税の合計額

$$I + II$$

(注) 中間申告税額

国税である「中間納付税額」と地方消費税である「中間納付譲渡割額」は、中間申告書より転記します。

 練習問題

次の資料に基づき、当社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの課税期間(事業年度)に係る納付すべき消費税額を求めなさい。(シートP1~6)

1.当社の資料

- (1) 会社名 TAC株式会社
- (2) 本店所在地 東京都千代田区神田三崎町3-3-0(神田税務署)
- (3) 電話番号 03-3518-6779
- (4) 代表者氏名 和田一郎
- (5) 提出日 令和5年5月20日

2.前 提

- (1) 基準期間における課税売上高は120,000,000円である。
- (2) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (3) 商品は非課税とされるものではなく、取引は国内で行われている。
- (4) 当期の仕入税額は全額控除されるものとする。
- (5) 中間申告税額の内訳は、次のとおりである。

① 納付すべき消費税額 780,000円 ② 納付すべき地方消費税額 220,000円

3.当課税期間の資料

- (1) 収入等に関する事項
 - 商品売上高 110,000,000円
- (2) 支出等に関する事項
 - 商品仕入高 82,500,000円

(解 答)

I 消費税の税額計算

- 1. 課税標準額に対する消費税額
 - (1) 課税標準額(千円未満切捨)

$$110,000,000円 \times 100 / 110$$

$$= 100,000,000円$$
 - (2) 課税標準額に対する消費税額

$$(1) \times 7.8\% = 7,800,000円$$
- 2. 控除税額
 - (1) 控除対象仕入税額

$$82,500,000円 \times 7.8 / 110$$

$$= 5,850,000円$$
 - (2) 控除税額小計

$$5,850,000円$$
- 3. 差引税額(百円未満切捨)

$$1 - 2 = 1,950,000円$$

4. 中間納付額

780,000円

5. 納付税額

$3 - 4 = 1,170,000円$

II 地方消費税の税額計算

- 1. 譲渡割額(納税額)

$$1,950,000円 \times 22 / 78 = 550,000円$$
- 2. 中間納付譲渡割額

$$220,000円$$
- 3. 納付譲渡割額

$$1 - 2 = 330,000円$$

III 消費税と地方消費税の合計税額

$I + II = 1,500,000円$

第1章 消費税の仕組み

第3-(1)号様式

令和 5年 5月 20日 神田	税務署長殿
納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0
(フリガナ)	(電話番号 03-3518-6779)
法人名	TAC株式会社
法人番号	
(フリガナ)	タックカブシキガイシャ
代表者氏名	和田 一郎

G K 0 3 0 4

※	一連番号	翌年以降 送付不要	法人用	
税務署	申告年月日	令和 年 月 日		
申告区分	指導等	庁指定	局指定	
通信日付印	確認			
年 月 日				
指導年 月 日	相談	区分1	区分2	区分3
令和 年 月 日				

自 平成 04年 04月 01日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 令和 05年 03月 31日

(中間申告 自 平成 年 月 日) 令和 元年 十月 一日以後終了課税期間分(一般用)
(対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算										
課税標準額	①									03
消費税額	②									06
控除過大調整税額	③									07
控除対象仕入税額	④									08
返還等対他に係る税額	⑤									09
貸倒れに係る税額	⑥									10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦									11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧									12
差引税額(②+③-⑦)	⑨									13
中間納付税額	⑩									14
納付税額(⑩-⑨)	⑪									15
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫									16
この申告書が修正申告である場合	⑬									17
既確定税額	⑭									18
課税売上	⑮									19
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯									20
課税売上割合	⑰									21
課税資産の譲渡等の対価の額割合	⑱									22
この申告書による地方消費税の税額の計算										
地方消費税の課税標準額	⑲									23
控除不足還付税額	⑳									24
差引税額	㉑									25
還付額	㉒									26
課税標準額	㉓									27
納付税額	㉔									28
中間納付還付税額	㉕									29
納付還付税額(㉕-㉔)	㉖									30
中間納付還付還付税額(㉕-㉔)	㉗									31
この申告書が修正申告である場合	㉘									32
既確定税額	㉙									33
課税標準額	㉚									34
課税資産の譲渡等の対価の額	㉛									35
課税売上割合	㉜									36
課税資産の譲渡等の対価の額割合	㉝									37
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉞									38

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32	
工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33	
現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34	
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35	
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐	個別対応方式	☐	一括比例配分方式	41	
上記以外	☐	全額控除				
基準期間の課税売上高	120,000千円					
還付を受ける金融機関	銀行 本店・支店 出 張 所 金庫・振込 本所・支所 預金 口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士名	(電話番号)					
☐	税理士法第30条の書面提出有					
☐	税理士法第33条の2の書面提出有					

第1章 消費税の仕組み

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)
(フリガナ)	タックタブシキカイシャ
法人名	TAC株式会社
(フリガナ)	タックタブシキ
代表者氏名	和田 一郎

G K 0 6 0 1

整理番号	00445699	法人用	
改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☒ 附則38①		51
小売等軽減仕入割合	☒ 附則38②		52
小売等軽減売上割合	☒ 附則39①		53

第二表

自 平成 04 年 04 月 01 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
至 令和 05 年 03 月 31 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	100000000	01			
※申告書(第一表)の①欄へ						
課税資産の譲渡等 の対価の額 の合計額	3 %適用分	②	02			
	4 %適用分	③	03			
	6.3 %適用分	④	04			
	6.24 %適用分	⑤	05			
	7.8 %適用分	⑥	06			
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)		⑦	07			
	6.3 %適用分	⑧	11			
	7.8 %適用分	⑨	12			
		⑩	13			
消費税額				⑪	78000000	21
※申告書(第一表)の②欄へ						
⑪の内訳	3 %適用分	⑫	22			
	4 %適用分	⑬	23			
	6.3 %適用分	⑭	24			
	6.24 %適用分	⑮	25			
	7.8 %適用分	⑯	26			
返還等対価に係る税額				⑰		31
※申告書(第一表)の⑤欄へ						
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	32			
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲	33			
地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)		⑳	41			
	4 %適用分	㉑	42			
	6.3 %適用分	㉒	43			
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	44			

第 1 章 消費税の仕組み

第 4-(9) の様式

付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31		氏名又は名称		T A C 株式会社	
区 分		税率6.24% 適用分 A		税率7.8% 適用分 B		合 計 C (A + B)	
課 税 標 準 額		①		100,000,000		100,000,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	※第一表の①の額へ		※第二表の①の額へ		※第一表の①の額へ	
	①-2	※①-1の額に課税標準額が0.04%未満かつ、特定課税仕入れに係る支払対価の額		※第二表の①の額へ		※第一表の①の額へ	
消 費 税 額		②		7,800,000		7,800,000	
控 除 過 大 額		③		(付表2-3の②-⑤Aの合計額)		※第一表の③の額へ	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④		5,850,000		5,850,000	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤				※第一表の⑤の額へ	
	⑤-1 尤上げの返還等対価に係る税額	⑤-1				※第二表の⑤の額へ	
	⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2		※⑤-1の額に課税標準額が0.04%未満かつ、特定課税仕入れがある等支拂の額を減ずる。		※第一表の⑤の額へ	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥				※第一表の⑥の額へ	
	控除税額小計 (④-⑤-⑥)	⑦		5,850,000		5,850,000	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧				※第一表の⑧の額へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨				1,950,000	
地方と異なる課税標準額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩				※第一表の⑩の額へ ※「マイナース」を付して第二表の⑩の⑩の額へ	
	差 引 税 額 (⑨)	⑪				1,950,000	
戻 還 付 額		⑫				⑫C(⑩+⑪)の75%の⑫の額へ	
額 納 税 額		⑬				550,000	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(02.4.1以後終了課税期間適用)

第1章 消費税の仕組み

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		令和 4. 4. 1～令和 5. 3.31	氏名又は名称	TAC株式会社
項 目		税率6.2%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)		①	100,000,000	100,000,000
免 税 売 上 額		②		
非課税資産の売却等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額		③		
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)		④		※第一表の①欄へ 100,000,000
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)		⑤		100,000,000
非 課 税 売 上 額		⑥		
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)		⑦		※第二表の①欄へ 100,000,000
課 税 売 上 割 合 (④ ÷ ⑤)		⑧		(100.00%) ※増徴 税額
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		⑨	82,500,000	82,500,000
課税仕入れに係る消費税額		⑩ ⑨A欄×6.22(10%)	⑨B欄×7.8(10%) 5,850,000	5,850,000
特定課税仕入れに係る支払対価の額		⑪ ⑪B及び⑪C欄に、課税仕入れ額(⑨B欄)を記入し、特定課税仕入れに係る支払対価の金額を記入する。		
特定課税仕入れに係る消費税額		⑫ ⑪B欄×7.8(10%)		
課税貨物に係る消費税額		⑬		
前年度からの売戻を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整 (加算又は減算) 額		⑭		
課税仕入れ等の増減の合計額(⑩+⑫+⑭)		⑮	5,850,000	5,850,000
課税売上高が5,000万円以下かつ、かつ、 課税売上割合が5%以上の場合 (⑮の金額)		⑯	5,850,000	5,850,000
課税売上高が5,000万円超かつ、かつ、 課税売上割合が5%未満の場合 (⑯の金額)	⑰のうち、課税売上高にのみ適用するもの	⑰		
	⑰のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの	⑱		
⑱のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		⑲		
⑲のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		⑳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉑		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉒		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉓		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉔		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉕		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉖		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉗		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉘		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉙		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉚		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉛		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉜		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉝		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉞		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉟		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉉		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊰		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊱		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊲		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊳		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊴		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊵		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊶		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊷		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊸		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊹		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊺		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊻		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊼		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊽		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊾		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㊿		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉀		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉁		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉂		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉃		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉄		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉅		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉆		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉇		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの		㉈		
⑳のうち、課税売上高と非課税売上高に 共通して適用するもの				

2 金銭的損害は、日本国の被害を回復する。
3 効果的かつ、便宜な、迅速に、被害者に対する人権の回復等の事業に資する（日本対馬の民間の事業が日本の行政機関に比べて優位に位置する。）には、その被害者に対する救済の促進を図る。